結婚祝金給付 実施要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会神奈川支部

１．趣　　旨　本支部福祉事業の一環として、結婚に際し１万円の祝金を給付。

２．申請資格　本支部会員制度規程に基づく会員で、申請時に次の保険に継続加入し、かつ結婚後１年以内の会員を資格対象とする。

対象保険	口数条件	契約始期が2002年9月以前の契約
特別厚生団体保険 ・教弘　１種・２種・３種・４種 ・特別教弘　Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型 ・新教弘　Ｃ型	複数契約 合計で６口以上	同左
勤労保険 ・新教弘　ユース・Ａ型・Ｂ型	１契約10口以上	複数契約 合計で６口以上
勤労保険 ・新教弘　Ｋ型・Ｓ型	１契約５口以上	同左

※勤労団体保険（教弘グループ保険）**は対象外**

３．申請方法　(1)申請書は本支部が指定する各地区担当者にお申し付け下さい。

(2)退職等で所属長の確認が取得できない場合は、戸籍謄本（写）を添付する。

(3)申請書に必要事項を記入の上、本支部が指定する各地区担当者へ提出。

(4)結婚祝金額は１０，０００円とする。

４．決定と通知　(1)支部長は申請書を審査し給付を決定。

(2)申請者の指定の金融機関口座への振込みをもって、通知に代える。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

1. 公益財団法人日本教育公務員弘済会神奈川支部（以下、当会といいます。）は、適正に取得した個人情報を当会の目的事業（奨学、教育研究助成、教育文化、福祉、共済）の運営のために利用します。
2. 当会は、上記のうち、共済事業等に関する個人情報を提携会社・団体と共同して利用、委託会社・団体に提供することがあります。
3. 当会は、適正に取得した個人情報を公益財団法人日本教育公務員弘済会と共同して利用することがあります。
4. 当会の個人情報の取扱いについては、（公財）日教弘ホームページ（http://www.nikkyoko.or.jp/policy/）をご覧ください。

公益財団法人日本教育公務員弘済会神奈川支部
〒231-0056 横浜市中区若葉町３-４３-３
TEL 045(250)3800 / FAX 045(250)3811

【2026(令和8)年5月改訂】